

練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画（素案）に
対する意見等について

平成27年3月

練馬区

練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画（素案）に対する意見等について

1 意見の募集等について

(1) 区民意見反映制度

ア 周知方法 平成 27 年 2 月 1 日 ねりま区報、区ホームページに掲載

イ 意見募集期間 平成 27 年 2 月 1 日から 2 月 20 日

(2) 素案説明会（全 4 回開催）

開催日	会場	参加者数
2 月 7 日（土） 14:00-16:00	光が丘区民ホール	19 人
2 月 12 日（木） 10:00-12:00	勤労福祉会館	13 人
2 月 13 日（金） 18:30-20:30	関区民ホール	3 人
2 月 16 日（月） 10:00-12:00	区役所・交流会場	33 人

計 68 人

2 区民意見反映制度および素案説明会での意見 計 129 件

(1)	基本理念、計画の構成等	12 件
(2)	重点施策	24 件
(3)	分野別施策	
	① ケアマネジメント体制の強化	6 件
	② 暮らしを支える介護・援助の充実	10 件
	③ 住まいの場の拡充	12 件
	④ 障害児支援の充実	9 件
	⑤ 障害者の就労を推進	7 件
	⑥ 社会参加の促進	10 件
	⑦ 権利擁護の推進	10 件
	⑧ 安全・安心な暮らしの支援	6 件
	⑨ 保健・医療体制の充実	8 件
(4)	第四期障害福祉計画	8 件
(5)	計画の推進のために	5 件
(6)	その他	2 件

3 意見に対する対応

	区 分	内 容	件 数
◎	計画に反映	「素案」から「案」に変更する際に、計画に意見を反映したもの	1 件
○	計画の説明	「素案」に趣旨・内容が記載済みであり、その内容を説明したもの	7 1 件
□	既に実施	既に事業を実施しているもの、または他計画で記載されているもの	2 3 件
△	今後検討	今後検討を行うもの	9 件
—	その他	対応が困難なもの、または他計画で対応するもの	2 5 件

4 区民意見とそれに対する区の回答または見解

(1) 基本理念、計画の構成等

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
1	区の上位計画であるビジョンに対応した計画の作りになっている。今回の障害者計画は、今まで以上に具体的に踏み込んだ内容、文言で作られており、逃げない区の姿勢を評価したい。	次期障害者計画は、ビジョンとの整合を図り、できる限り具体的に読みやすい内容となるよう心掛けて策定しました。 記載の施策や事業の実現に向け、取り組んでいきます。	○
2	計画策定の視点について、あんしん、いきがい、つながり、の3つを掲げていることを評価したい。しかし、「いきがい」の定義について違和感がある。「ケアマネジメント体制の強化」の中に、「いきがい」をどのように埋め込むか、しっかりとサービス等利用計画を立てるときからインプットして欲しい。「あんしん」した暮らしだけでなく、「いきがい」を持てる暮らしを入れてほしい。	「いきがい」は、障害者福祉施策の大切な視点であり、施策1「ケアマネジメント体制の強化」の「めざす方向」の中に書き加えます。	◎
3	10 ページにある自立の説明で、「その存在が社会を成熟させる力となること」とはどういうことか。社会を成熟させることができない障害者を排他している印象が強い。	障害者計画懇談会において「障害者の存在が、社会の豊かさや成熟したものを生み出していく」という思いを込めて、平成19年度から練馬区障害者計画に掲載している考え方です。 障害のある方を排他しているものではありません。	○
4	精神障害者の需要予測は、精神障害者保健福祉手帳所持者数か、自立支援医療利用者数か、どちらの数字に基づいて見込んでいるのか。	需要予測は、精神障害者保健福祉手帳所持者数と自立支援医療利用者数の両方に基づき行っています。現状のサービスの利用状況等を勘案して、必要な調整を加えています。	○

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
5	障害者数およびニーズ・需要予測が低すぎる。国全体の数字では、精神障害者保健福祉手帳所持者が約50万人に対し、精神障害者全体の数は323万人となっている。人口比で推計すると、区内の精神障害者は3万人強となる。	精神障害者保健福祉手帳所持者数および自立支援医療受給者数を基礎数字として障害者計画を策定することは、妥当なことと考えます。 手帳所持や医療受給していない方であっても、必要な福祉や保健等の支援を行います。	○
6	障害者基礎調査の対象として、難病の方もしっかり調査してほしい。	平成25年12月実施の障害者基礎調査では、難病患者600名を対象に調査を行い、生活状況等の調査結果を報告書にまとめています。	□
7	障害者は自立しなければならないという印象が強く、また、自立した地域生活の支援が不十分ではないか。	自立の定義を、単なる経済的な自立などではなく、自分らしく生きることと広く捉えています。そのための支援を、相談や障害福祉サービスの充実などを通して取り組んでいきます。	○
8	「障害者差別解消法」では、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮をしなければならないものとされている。練馬区障害者計画・第四期障害福祉計画は、同法の理念である障がい者が積極的に参加・貢献していくことができるインクルーシブ社会構築のための計画であることを求める。	地域に暮らすすべての人が、いきいきと生活できる社会の実現をめざし、次期障害者計画を策定することとしました。	○
9	各種データについては、障害別で示してほしい。障害者虐待防止法施行後の各障害別の虐待事例・データを出してほしい。	次期障害者計画は、できる限り簡潔に記載する方針で策定しています。 このため、掲載するデータも主なものに絞っています。	○
10	計画策定の視点の「いきがい」を「きぼう」という表現にした方が、未来に向かって生きることを肯定するという意味でよりよいと感じた。	「きぼう」も大切な視点と考えますが、各施策の横軸となる視点としては「あんしん」「いきがい」「つながり」が最もふさわしいと考えます。	—

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
11	次期障害者計画の内容は、示された内容で良いと考えるが、今後は、障害福祉サービスと介護保険とを合わせたサービス提供を行っていく必要があるのではないか。	障害のある方自身や家族の高齢化を課題ととらえ、住まいの場の拡充などの施策を次期障害者計画において取り組むこととしました。また、ケアマネジメント体制を強化し、介護保険サービス利用への円滑な移行等にも取り組みます。	○
12	聴覚障害者同士による老々介護が増えてきており、老後の不安を抱えている聴覚障害者が大勢いる現状を打破してほしい。		○

(2) 重点施策

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
13	ケアマネジメント体制の強化は、民間の計画相談支援事業所数だけでなく、面的な配慮も必要である。現状の事業所空白地域を示し、それに対してどのように拡充を図っていくのかを示すべきである。	ケアマネジメント体制の強化は、量的な整備とともに相談支援のスキルアップを図る取組など、質的な向上も進めていきます。現在、事業所の地域的な偏りはありませんが、増設にあたり地域バランスに配慮していきます。	○
14	訪問支援事業の充実が素案に盛り込まれたことを高く評価する。良質な人材を確保し発展的に取り組んでほしい。	新たに精神保健福祉士の資格を持つ「地域精神保健相談員」を配置し、福祉的支援を充実させます。医師、保健師とともに多職種チームによる訪問支援を行います。	○
15	保健相談所の「地域精神保健相談員」の配置について、人数や仕事内容を教えてほしい。また、今後はどうなのか。(同様意見他1件)	平成 27 年度は、豊玉(光が丘、北、豊玉管内を対象)と石神井(石神井、大泉、関管内を対象)の保健相談所に各 1 名配置する予定です。 仕事内容は、医療や障害福祉サービスを受けていない方への訪問支援が中心ですが、専門性を活かし、保健相談所内での精神障害者への相談や、ケース検討会での活用を考えています。今後の配置等は、その実績や効果を見ながら検討します。	○

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
16	保健相談所に配置する「地域精神保健相談員」は精神障害と聴覚障害の重複障害者がいることを理解の上、きちんと対応できるようにしてほしい。	「地域精神保健相談員」は、精神保健福祉の専門職として精神障害者の地域生活継続を支援します。重複障害者に対しても適切な方法で意思疎通を図っていきます。	○
17	重点施策に重症児者への支援が加わり感謝する。(同様意見他3件)	重症心身障害児(者)の家族の介護負担の軽減を、重点施策の一つに位置付けました。	○
18	医療的ケアが必要な在宅で暮らす子ども達は、一時たりとも目が離すことができず、親は気持ちの面でも追い込まれた状況で生活している。 ほんの1～2時間でも、看護師さんに預けることで、安心した日常が送れ、その後の長い子育ても安心安全に進むと思われる。一日も早い実施を期待する。	重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業を実施するにあたり、訪問看護事業者等の関係者との協議・調整など必要な準備を進めます。平成27年度中に事業を開始する予定です。	○
19	「重度心身障害児(者)レスパイト事業の実施」に「一定時間代替する」とあるが、具体的にどのぐらいの期間を考えているのか教えてほしい。	重度心身障害児(者)レスパイト事業の時間数については、1日4時間程度(1時間単位で利用可能)、月2回を上限として実施する予定です。	○
20	区内に訪問看護ステーションが少ない。区外・都外の事業所でも、レスパイト事業を利用できるよう、働きかけをしてほしい。(同様意見他1件)	区内外を問わず、多くの事業所が区と契約できるよう働きかけを行い、使いやすい事業としていきます。	○
21	重度障害者グループホームについて、どのような障害者に対応するグループホームなのか。そのあり方や、希望すれば全員入れるのか、費用はどうなっているか。	対象者は、食事、入浴、排せつなどに関して、介護が必要な障害支援区分5～6程度の方を想定し、障害者基礎調査結果や福祉園利用者の状況等をもとに整備数を設定しました。 施設の内容等については、今後整備計画の具体化に合わせて公表します。費用は、他のグループホームと同様に、食事等に係る経費や部屋代などが必要となります。	○

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
22	福祉園の利用者は 330 余名ほどいる。その数からすると、重度障害者グループホームの整備が5年で 10 人はあまりにも少ないのではないか。もっと整備が必要である。(同様意見他 1 件)	重度障害者グループホームの整備の必要性は認識しています。今後、整備する中で検討していきます。	△
23	精神障害者は理解がないと働いても壊れやすく、アルバイト等は精神面で急遽退職続きになる。不安な気持ちをもっと理解してもらいたい。	就労支援にあたっては、全ての方に対して障害状況を踏まえながら進め、精神面にも配慮しながら行っています。また、職場体験や就職する際には、障害特性や雇用上の配慮点等を企業側に伝えることで働きやすい環境づくりに努めています。引き続き、障害のある方と企業の双方に必要な支援を行います。	□
24	就労の推進は「いきがい」の中心になる項目である。精神障害者が法定雇用率の算定対象となることもあり、法定雇用率の早期達成に向け取り組んでほしい。特に、精神障害者については、障害の状態が一定ではないため、医療機関を利用している場合が多く、就労支援に当たって医療機関と連携をとって柔軟な勤務体制を敷くよう指導してほしい。	就労の推進の目標設定は、就職場所が区内・区外の多方面になることから、雇用率でなく就職者の総数としました。法定雇用率に満たない企業に対しては、雇用促進に向けた啓発事業等に力を入れて取り組みます。 また、障害特性を踏まえた支援を行えるよう、レインボーワークが中心となり、関係機関の連携や働きやすい雇用形態等の提案をしていきます。	○
25	就労を推進するため、障害状況や就労トレーニングの経験値、できることやできないことなどの情報を集約し、働きたい障害者の人材バンクのようなものがあるといいのではないか。こういった情報があれば、障害者雇用を念頭におく企業などにとって、雇用に踏み出しやすい環境となるのではないか。	レインボーワーク等の就労支援を行う事業所では、就労希望者の状況等を把握し適切な就職先の選択に活かしています。その情報のさらなる活用等については、いただいたご意見を参考とさせていただきながら、検討していきます。	△

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
26	就労支援が最優先課題になっているが、現在、障がい者の就労の場は限られた場しかない。障がい者の能力にマッチした働く場の創設を望む。	障害のある方の従事する職場は年々広がってきていますが、さらにその適性や希望等に応じて働くことができるよう、拡充する必要があります。企業への啓発等を通して、働く場の拡充に取り組みます。	○
27	工賃の増加は喫緊の課題で、数年かける状況にない。 ビジネスモデルが問題なのであれば、ココネリにビジネスサポートセンターがあり、専門家が大量にいる。施設の売上を上げるための方策を多くの知識で検討し、商店街等とも連携することも考慮する必要がある。本計画の最優先課題と認識した。	工賃の増額は、これまでも自主生産品の販路拡大などの取組を行ってきましたが、さらに取組を前進させるために、共同受注体制作りを計画化したものです。いただいたご意見も参考とさせていただきますながら、工賃の増額に取り組んでいきます。	○
28	今まで就労継続支援B型事業所等の工賃が上がらない原因を検証し、分析して共同受注窓口の設置を打ち出したのだろうか。現場には忙しくなると職員が対応しきれない実態もある。	現行の障害者計画期間に工賃増額とならなかった要因として、受注単価が低いことや繁忙期と閑散期の差が激しいことなどの課題があげられます。この課題に対応し、安定的・効率的な受注作業を行うための仕組みが必要と考え、共同受注窓口を新しく設置するものです。	○
29	「共同受注」の具体的な内容を教えて欲しい。就労継続支援B型事業所等の工賃が低く、グループホームが整備されたとしても、所得が足りず利用できない実態もある。工賃アップは大事な課題だと考えている。	レインボーワークに共同受注の窓口を設置し、企業等からの発注の集約と就労継続支援B型事業所等へ分配を適宜行います。安定的・効率的な受注作業を進めることで、工賃の増額に取り組みます。	○
30	区内で就労する障害者を雇用する事業主への補助金が色々あるが、聴覚障害者の雇用も利用しやすいようにしてほしい。	就労支援を行う際に、雇用主に対する助成金のご案内も合わせて行っています。	□

(3) 分野別施策

① ケアマネジメント体制の強化

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
31	<p>計画相談支援事業について、施設事業所内に相談支援事業所を作ること認めることはいかがかと思う。</p> <p>サービスを提供している側に、そのサービスを検証させて、果たして正しいチェックが出来るのだろうか。</p>	<p>施設に併設の相談支援事業所であっても、実際にサービス等利用計画を作成する「相談支援専門員」は、施設運営とは分離し業務にあたっています。また、区は適切な運営ができるよう、適宜事業者指導等行っています。</p>	□
32	<p>「情報発信の充実」について、新着情報が発生した場合、区報やその都度のメール通知、ホームページ掲載が必要で、ツイッターつぶやき件数に意味がないのではないか。</p> <p>「制度があるのを知らなかった」ということがないよう、例えば生まれた時、事故等で障害が発生した時、精神障害と診断された時に、必要な情報が届くようにすることが重要ではないか。</p>	<p>区ではこれまで、ねりま区報などでの情報発信や各相談窓口などでの丁寧な情報提供に努めてきました。</p> <p>今後も、必要な情報が障害のある方に届くよう、さまざまな手段により情報発信を行います。その一つとして、区公式ツイッターでの発信を充実します。</p>	○
33	<p>区公式ツイッター発信が、年12回の目標というのは少なすぎるのではないか。区報発行タイミングに合わせて月3回、年36回を目標とするのが妥当と思われる。</p>	<p>現状(年4回)からすると、少ない回数ではないと考えますが、必要な情報を適宜発信できるように、取り組みます。</p>	○
34	<p>障害者基礎調査の結果では、特に新しくサービスの対象となった難病の方等は、障害福祉サービスについて知らない人が多かった。難病の方々にもれなく福祉サービスが提供され、福祉サービスの存在を知らない人に適切な情報が届くような仕組みを作ってほしい。</p>	<p>必要なサービスを利用するためにも、情報発信が重要と考えます。各相談窓口などでの丁寧な説明や、区ホームページ、区公式ツイッターの活用などのさまざまな方法により、情報発信の充実に努めていきます。</p>	○
35	<p>15 ページ「障害特性に応じ、わかりやすい方法で情報提供を行う」とはどういうことか。</p>	<p>総合福祉事務所での手話通訳者による相談対応や、各相談窓口においても筆談などにより、情報提供を行います。</p>	○

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
36	情報発信の充実ニーズ調査の結果からすれば、重点項目に入る課題である。どんなサービスも、必要とする人に情報が届かなければならないと同じである。この対策は大きな問題なので、検討会等を作り本気で改革していく必要がある。	情報発信については、重要な項目と考え充実に向けた取組が必要です。障害者地域自立支援協議会を活用するなど、実施方法等の検討を行います。	△

② 暮らしを支える介護・援助の充実

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
37	重度の障害者は、二次障害からくる身体の変化が起こり、親だけでは対応ができなくなってくる。 医療的ケア対応の施設が増え、親子が安心して過ごせることを望む。	区ではこれまで、医療的ケアが必要な重症心身障害者を区立福祉園等で受入れ、日中活動の場の確保を進めてきました。次期障害者計画では、重症心身障害児(者)在宅レスパイト事業を実施することで、家族の介護負担の軽減を図り、合わせて障害の重い方や家族への支援の充実に努めます。	○
38	重度心身障害児(者)を持つ親は、ギリギリのところでは生活している。一日でも良いからぐっすり眠りたいというのが本音。レスパイトだけでなく、短期入所事業所の整備や区内病院での預け先の確保に取り組んでほしい。(同様意見他1件)	医療的ケアを要する重症心身障害児(者)に対応可能な短期入所事業所について、早急に整備することは困難です。しかし、介護する家族の負担はとて大きいと認識しているところであり、負担軽減を図るため、重症心身障害児(者)レスパイト事業を実施することとしました。	—
39	重度の障害者が利用できる短期入所施設が少ないので、整備してほしい。	短期入所事業の誘致を、次期障害者計画で計画化しました。対象者については、今後整備を進める中で、事業者等と協議を行っていきます。	—

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
40	重症心身障害者通所事業を利用している。医療的ケアが必要なため、通所バスには親の同乗が求められている。看護師の同乗等により、単独通所が出来る区もある。練馬区も検討してほしい。	通所バスについては、職員体制の問題だけでなく、ご本人が安心して通所できるよう、ご家族にご協力いただいています。ご意見は受け止めて、今後検討します。	△
41	16 ページの「23 区の日中活動系サービス定員」について、絶対数も重要だが、本計画の対象となる障害者人口比率を勘案しないと比較対象にならないのではないか。	「23 区の日中活動系サービス定員」の表の掲載は、練馬区のサービス提供基盤の整備状況を示すためのもので、他区と比較し分析等を加える主旨のものではありません。サービスの必要量等は、区民ニーズに基づき見込んでいきます。	○
42	旧光7小跡に計画中の総合病院に重症心身障害児(者)及び肢体不自由児(者)が短期入所できる施設を併設してほしい。また、医療ケアつきのグループホーム(重症心身障害者、肢体不自由者が入所)を併設してほしい。	練馬光が丘病院の改築については、現病院の機能を引き継ぎ、または拡充するものとなります。いただいたご意見にある施設の併設は困難ですが、病院運営主体には、医療処置等が必要な方への適切な対応についてお願いしていきます。	—
43	だれもが安心して暮らすことができるよう必要な支援や仕組みを整備する中で、聴覚障害者向け緊急通報システムの整備を進めてほしい。	緊急通報システムについては、現在、区内在住で一人暮らしの1・2級の身体障害者等の方で、日常生活に常時注意が必要な方を対象としています。聴覚障害のある方も上記の条件に当てはまる場合は、当該サービスを利用できます。	—
44	NTT固定回線を引く必要がある福祉電話の設置・料金助成は、ひかり電話等も対象にしてほしい。	福祉電話貸与事業の利用が必要な方には、NTT 固定回線のご利用をご案内しています。料金助成単独のご利用の場合は、使用回線の指定はなく、NTT 料金の相当額と、助成対象者が実際に支出した額を比較し、低い方の額を区の助成額としています。	□

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
45	障害者IT支援ボランティア養成講座の開催案内が区報で見当たらないことがあるので、区報等での周知を徹底してほしい。	障害者IT支援ボランティア養成講座の開催は、毎回、ねりま区報および区ホームページでお知らせしています。引き続き、周知に努めます。	□

③ 住まいの場の拡充について

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
46	グループホームの待機者・需要見込み等をどのように把握しているのか教えてほしい。	グループホームの需要見込みについては、障害者基礎調査結果や通所施設利用者の状況、総合福祉事務所等での相談状況の調査等により行いました。	○
47	高次脳機能障害者が入所できるグループホームがない。今後のグループホーム整備計画に障害種別ごとの整備計画等、何か配慮があるか、教えてほしい。	障害種別ごとに整備計画を立てているものではありませんが、多様な障害に対応できるよう事業者等への働きかけを行います。	○
48	知的障害者や精神障害者のグループホームばかりではなく、社会で孤立しがちな聴覚障害者のグループホーム整備を進めてほしい。	また、事業者向け研修会等を通して、多様な障害に対する理解を深める取組を進めます。	—
49	地域での生活が困難な場合、安心できるのは入所施設である。入所施設の整備ができると良い。(同様意見他1件)	入所施設の必要性についても認識しているところですが、新たに整備することは困難な状況です。 第四期障害福祉計画では、施設入所が必要な数を430人(平成29年度末)と見込んでいます。	—
50	現在、重度障害者に対応できるグループホームは、どの程度あるのか教えてほしい。	障害支援区分5・6の方を受け入れている事業所は、若干数あります。	○

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
51	自分たちでグループホームの立ち上げを考えている。長期的なことや緊急時の対応を考えると、大きい施設のバックアップが必要。色々な事を総合的に相談できる場所があると良い。	障害者施策推進課に相談してください。	□
52	グループホームは本来少人数の居住形態であるべきであるのに、大型化している。しかも、大型グループホームは入所施設と比べ、支援員の数が少ない。是非グループホームの大型化は避けてほしい。	障害者総合支援法令等により、グループホームの利用定員は、共同生活住居(建物)ごとに10名までとなっています。この範囲において、事業者が施設の規模や運営方針等により利用定員を設定するもので、大型化が進むということはありません。	○
53	グループホームの世話人には、何らかの資格を求めたい。	グループホームの世話人については、障害者総合支援法令等において資格を求める規定はありません。	—
54	グループホームの世話人の資質の向上を図る必要がある。	資質の向上については重要なことであり、引き続き、練馬障害福祉人材育成・研修センターでの研修等を通して、取り組んでいきます。	□
55	高齢で、かつ継続的に何らかの医療的行為を必要とする障害者について、人生の終末に向い、終の棲家が問題化している。何らかの対応をお願いしたい。	在宅生活の支援やグループホーム、入所施設など、住まい方の多様な選択肢の拡充に取り組みます。	○
56	住まいの確保はグループホームのみの対応になっているが、障害者の人数からしてどんなにグループホームを作っても対応できない。障害を理由に民間賃貸住宅の入居を断られることがないように、サポートシステムが必須である。対費用効果も高い。練馬区独自のものを考え、他区に先駆けて居住困難な方への対策を打ち出してほしい。	住まいの確保について、グループホーム整備のみで進めるものではなく、さまざまな方策で対応する必要があります。 賃貸住宅等の入居希望者が円滑に住居選びなどができるよう、暮らしの相談支援の充実に取り組みます。	○

④ 障害児支援の充実

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
57	発達障害者は、一見健常者と見られるので理解が得にくい。発達障害者は二次障害も起きやすく、小学校等で多動な子、衝動的に動いてしまう子達に気になることがあったら、検査を受けさせてほしい。	こども発達支援センターにおいて、医師等専門職による発達に心配のある児童の相談体制を整備しています。保健相談所、学校、保育所等と連携して早期対応に努めています。	□
58	21 ページ「障害理解の促進」では、区民向けの講座の啓蒙活動に、もっと予算をかけてはどうか。練馬区は支援制度が充実していること、人口が多いので相対的にサービス量が多いことを一般の方に知らせることで、寄付や社会参加に繋がる可能性がある。	こども発達支援センターが持つ支援のノウハウ等を活用し、障害の特徴や支援への理解を進める取組を進めていきます。	○
59	21 ページの「通園・通学に充実して欲しいこと」の表では、「長期休暇中の取り組みの充実」が身体・知的障害でともに1位である。このことは、家庭内負荷があるようにも見て取れる。親御さんのケアを充実する取り組みが効果的ではないか。	障害のある方の家族の負担軽減を図る短期入所事業を、区立しらゆり荘および大泉つつじ荘において実施しています。 また、養育等に関する相談は、保健相談所やこども発達支援センター等において実施しており、家族支援にも取り組んでいます。	□
60	放課後等デイサービスは、障害のある子だけで過ごすものだが、学童クラブであれば地域の中で健常児とふれあうことができる。放課後デイサービスと学童クラブとの関係を伺いたい。	学童クラブは、保育に欠ける児童を対象としています。 放課後等デイサービスは、障害のある児童を対象とした療育を行う場所で、障害特性に応じ、社会生活で必要な訓練などを受けることができるサービスです。学童クラブは6年生までの利用ですが、放課後等デイサービスは中高年生まで通うことが可能で、大切な活動の場となっています。	○

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
61	放課後等デイサービスの利用が増えていることについて、「共生社会」との関係はどう考えているのか。	放課後等デイサービスは、障害特性に応じ、社会生活で必要な訓練などを受けられるサービスです。共生社会の実現は、地域のさまざまな場所で進める必要があります。一例をあげると、障害のある児童が移動支援事業を利用しながら、地域の児童館等に出かけ、活動に参加することなどを通じて、進めていくことが必要と考えます。	○
62	児童デイサービスは民間委託が多いと聞かすが、そういった場合でも「療育」といったことはできるのか。	放課後等デイサービスは、委託ではなく民間事業所が事業指定を受け、運営を行っています。 適切な療育が行われるよう、こども発達支援センターが中核となって研修会等を実施しており、今後も、民間事業所の支援力の向上に努めていきます。	□
63	発達障害児は不登校になることが多く、その場合、親子ともストレスが溜まり、トラブルが多発する。また、教育や療育の環境が不足しているため、こども発達支援センターを西武池袋線沿線に拡大してほしい。	発達障害児への支援は、家族への支援を含め、保健や福祉、教育等の分野が連携し取り組んでいく必要があり、その強化に努めていきます。 2 か所目のこども発達支援センターの整備予定はありません。	—
64	発達に問題のある児童の保護者からは、近隣の普通学級に入学できても、学校を変わるように求められるなど、普通学級で学習を継続することが難しいと聞きます。ついては、就学に際して、障がいの有無に関わらず、希望する学校に通学できるように支援してほしい。インクルーシブ教育を進めてほしい。	この計画書では、主に他計画で推進する事業については、できる限り重複を避けることとしています。ご意見は、担当する部署に伝えます。 発達上の課題などのご相談は、こども発達支援センターで対応しています。	—

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
65	障がいの理解の促進にあたっては、こども発達支援センター1か所での講演会の開催だけでなく、身近な地域で学習会・講演会を開催し、障がいに対する理解が深まるように取り組んでほしい。	こども発達支援センターでは、独自に行う講演会等の他、地域の団体が行う講演会等への講師派遣を通じ、障害理解の促進に取り組んでいます。	□

⑤ 障害者の就労を推進

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
66	区内に手話でコミュニケーションできる作業所等が無いので、区外の作業所等に通所している聴覚障害者がいる。この場合も、レインボーワークの就労支援を利用できるようにしてほしい。	レインボーワークでは、聴覚障害者の就労支援および職場定着支援を行っています。手話通訳のできる就労支援員の配置は困難ですが、筆談等により支援を行っています。	□
67	レインボーワークの「職場定着支援事業」を聴覚障害者も利用できるように、聴覚障害当事者や手話通訳ができるジョブコーチをレインボーワーク等に配置してほしい。	複雑な内容の相談等には、手話通訳者派遣事業の活用なども行っています。	—
68	発達障害や高次脳機能障害の方への就労支援の手法は確立されている。確立されていないとする記載は、勉強不足ではないか。	発達障害や高次脳機能障害の方に対し、各就労支援機関において支援に取り組んでいるものの、その障害特性等から課題も多く、支援の手法が確立されているとは言えない状況があります。それらの課題を整理し、就労支援の推進に取り組みます。	○
69	聴覚障害者の就労意欲に対し、ハローワーク任せにしないで十分応えてほしい。	レインボーワークでは、聴覚障害のある方からの相談に対応し、ハローワークとも連携しながら就労支援を行っています。	□

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
70	障がい者と共に働いている企業等に対し、障がい者とともに働くことが事業効率や事業実績の低下につながらずに安定した経営が続けられ、ひいては就労定着となるような支援が必要である。障害者雇用優良企業の認証制度や、区や外郭団体の優先調達、練馬の逸品のようなPR活動など、企業等を後押しする施策を作るべきである。	障害者就労を推進するために、企業等への支援は不可欠なものと考えます。このためレインボーワークでは、企業等の障害者雇用への不安や負担等を軽減するため、雇用環境などへの助言や提案を行っています。 いただいたご意見なども参考とさせていただきますながら、引き続き企業等への支援を行っていきます。	○
71	区や外郭団体の優先調達の方針が示されていない。障害者計画に区の姿勢として明記するべきである。	平成 27 年度から調達方針を設け、区のホームページへの掲載を行うことを予定しています。	○
72	作業所では、職員確保が難しいと聞く。職員が働きやすい職場となるよう処遇改善など、事業所の実態把握や支援を行ってほしい。	作業所職員の処遇改善については、平成 27 年 4 月の障害福祉サービス報酬改定において報酬上の上乘せが図られることになっています。 また、「障害福祉サービス事業者連絡会」への支援などを通し、事業所の実情の把握などを行っています。	□

⑥ 社会参加の促進

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
73	計画に手話通訳者の設置事業についての記載がない。福祉事務所での手話通訳者派遣日数等についての今後の見通しを教えてください。	福祉事務所では月 2 回手話通訳を設置しておりますが、利用状況を勘案して、平成 27 年 4 月から光が丘福祉事務所で設置回数を増やす予定です。	○
74	増加している中途失聴・難聴者のニーズに応えるべく、区内で要約筆記講習会を開催してほしい。	要約筆記講座については、東京都が実施する講座を案内しており、区内で実施予定はありません。	—

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
75	5年後の東京パラリンピックで、区民による金メダル獲得が実現できるよう、直接選手の育成に取り組んでほしい。5年間は若者にとって、人生を劇的に変革する時間でもある。	都において、パラリンピック競技大会に向け、障害者スポーツ選手の発掘および競技力向上を目的とした事業を開始予定です。区としては都と連携を図りながら、障害者スポーツの振興に努めていきます。	—
76	社会参加や活動促進に寄与するものの1つとして「ねりまっぷ」があるが、東部版しか存在せず、また更新が不明である。良いものだが、最終的には更新されないために情報として利用されなくなる。	「やさしさ情報ねりまっぷ」は、高齢者や障害のある方、小さなお子さん連れの方が安心して外出ができるよう作成しました。東部地区版は平成15年3月に、西部地区版は平成16年3月にまとめましたが、まちの様子が変わっていることもあり、内容の見直しが必要となっています。今後、更新あるいは別の情報提供の方法等について検討します。	△
77	25ページの「希望する活動に参加するために必要な支援」の表中では、「活動についての情報が提供されること」が上位にあるにも関わらず、計画では「情報提供の工夫」で終わっている。情報発信に関する計画が不足している感は否めず、もう少し障害のある方に情報提供してあげてことを検討すべきではないか。	障害のある方が希望する活動などに参加できるよう、障害特性等に配慮した情報提供を進めます。	○
78	「いきがい」は大切なことであるが、障害者が参加できるイベントはないに等しい。自閉症の体の大きな子どもになると、奇声を上げたり、ぶつかっただけで泣かれてしまうこともあるため、健常児と一緒に遊ぶことが難しく、親は遠慮して行けなくなると聞く。家の中では、「いきがい」を作ることにはできない。障害者対象の音楽イベント等考え、心のこもった案にしてほしい。	「いきがい」のある暮らしは重要なことととらえ、計画策定の視点の一つとしました。また、「施策6社会参加の促進」において、外出の支援や活動の機会の提供について盛り込んだところです。いただいたご意見も参考とさせていただきながら、「いきがい」のある暮らしや社会参加の促進に努めていきます。	○

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
79	<p>練馬駅近くにできたココネリに磁気ループがついていない。聞こえにくい方や補聴器を利用している人にとって不便なので、つけてほしい。</p>	<p>ココネリの磁気ループの件は、所管する部署にご要望として伝えます。</p> <p>中村橋福祉ケアセンターには、貸し出し用の磁気ループがあります。会議室程度であれば有効活用できるので、ココネリ等を利用するときに、必要があれば貸出をご活用ください。</p>	—
80	<p>移動に係る支援の内、精神障害者に対する福祉タクシー券を、他の障害者並に支給してほしい。</p>	<p>心身障害者福祉タクシー券は、下肢・体幹・移動・視覚・内部障害で身障手帳1～3級または愛の手帳1・2度の方を対象としており、精神障害者は対象としていません。現状では福祉タクシー券の支給は困難です。</p>	—
81	<p>意思疎通支援事業(要約筆記・手話通訳)を高校生も使えると良い。高校生にとっては、学校生活が生活の大部分を占め、そこでの支援は生活支援と言える。その支援が現在何もない。中学(義務教育)までは、教育委員会にお願いできるが、高校はサポートをお願いするところがないのが現状である。</p>	<p>意思疎通支援事業は、障害のある方の社会生活上の利便を図ることを目的としています。学校生活における支援は、学校において配慮されるべきものと考えます。</p>	—
82	<p>聴覚に障害がある方への情報提供として、パソコン文字通訳という聞こえたものを全て文字にして表示する方法がある。文字で育ってきた子どもたちには、要約されたものより、テレビニュースのように聞こえたものを文字にしてくれるパソコン文字通訳が有効であり、ぜひ導入してほしい。</p>	<p>意思疎通支援の方法等については、いただいたご意見も参考とさせていただきます、検討していきます。</p>	△

⑦ 権利擁護の推進

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
83	障害があることで、いじめられたり、就労に不利になることがある。障害への理解促進が必要ではないか。	区民ひとりひとりが、障害についての理解を深めていくための取組を、障害のある方や障害者団体、支援者等のご協力をいただきながら、進めていきます。	○
84	「障害理解の促進」について、社会に対して「共生」「共助」の理解を促進するため、地域や商店街と協力するなどの大規模で継続できる取組を考察してほしい。企業側も受け入れるためのトレーニングが不足しているように思える。	障害者施設等においては、地域の町会や商店会等との交流を通じ、障害理解に向け地道に取り組んでいます。いただいたご意見も参考としながら、障害理解の促進のため、さまざまな取組方法等について検討・実施していきます。	○
85	7 ページに記載の「差別や人権侵害を感じることの有無」についての記載で、「差別を受けていると感じている方が一定程度いる」とある。「一定程度」とはどういう意味か。	障害者基礎調査結果において、「差別を感じる」とする回答は、障害種別によりばらつきなどがありました。また、感じ方には個人差もあることから、一概に差別を感じている方が「多い・少ない」とは言えないことから、「一定程度」と記載しました。	○
86	差別を受けている状況か否か、障害者自身が判断できない場合もある。もっと具体的に、どういう差別を受けているのか、踏み込んで調査する必要がある。	障害者基礎調査は、全体的な傾向を把握するものです。具体的な事例等については、区民や障害者団体へのヒアリング、障害者地域自立支援協議会での協議などにおいて、把握に努めます。	○
87	「障害理解の促進」が計画書に取り上げられていることはよいことであるが、「施策7権利擁護の推進」だけでなく、「施策6社会参加の促進」においても盛り込むべきではないか。	「障害理解の促進」は、どの施策においても重要な視点であると考えます。ただし、次期障害者計画では、できるだけ重複した記載を避ける策定方針から、「施策7権利擁護の推進」に記載しました。	○

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
88	障害者差別解消法第17条に定める、「障害者差別解消支援地域協議会」を設置してほしい。これにより、他障害との格差及び障害を理由とする差別の解消に大きく寄与する。	障害者差別解消法の平成28年4月施行に向け、必要な検討、準備を進め、その中で協議会等のあり方を検討します。	△
89	障害者差別に関する条例制定を実現してほしい。 他の市町村の例では、障害のある人もない人も共に安心して暮らせる社会づくり条例を目指している。	現在、障害者差別に関する条例について、制定の予定はありませんが、区民の啓発等さまざまな方法により障害者差別解消に向け取り組みます。	—
90	27ページ障害理解のための啓発研修では、当事者・家族からの発言も必ず入れ込んだプログラムにして頂きたい。	啓発研修の内容は、当事者・家族などの意見も踏まえながら設定していきます。	○
91	地域の理解も必要だが、福祉関係者の利用者に対する権利擁護意識も十分とは言えない。 苦情処理システム等の配慮はあるが、障害者側がそれを利用するには大変な勇気があるし、施設主導の第三者評価では実効性が疑わしい。 整備された法制度の外で、利用者側と事業者側のアンバランスな力関係の中で、自己抑制を強いられている利用者の存在があることに思いを致してほしい。	施設利用等において、利用者やその家族が不当な不利益を被らないよう、社会福祉法人をはじめとする事業者への指導等を行い適切な事業所運営に向け取り組んでいます。 個別のご相談は、さまざまな相談窓口がありますので、ぜひご活用ください。	□
92	新聞等で報道されているように、社会福祉法人の「もうけ過ぎ」という状況もあるようだ。区も施策を推し進めるに当たっては、貴重な税金を使っているのだから、時には毅然たる態度で、社会福祉法人に対する指導・監督に当たってほしい。		□

⑧ 安全・安心な暮らしの支援

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
93	<p>障害者の災害時の避難場所について、東日本大震災の時は、学校の体育館を段ボールで区切って避難所にしていたが、障害者は一般の人から、出て行ってほしいと言われ、障害者が居づらい環境だったと聞く。練馬ではどう考えているか。</p> <p>空いている体育館等を使うなど、障害者専用の避難場所を作ってほしい。そこで、月1～2回程度、避難所生活の訓練できるようにした方がよい。</p>	<p>障害のある方や高齢者などの災害時に援護を要する方の避難施設としては、既存の福祉施設を活用した対応が有効と考え、福祉施設や特別支援学校を福祉避難所として指定しています。今後、無線機を配置し、情報連絡体制を強化していきます。</p>	○
94	<p>登録制の災害時要援護者名簿では限界があるので、行政の責任において作成する「避難行動要支援者名簿」による災害時要援護者対策を進めてほしい。</p>	<p>災害時要援護者名簿の未登録者に対しては、引き続き登録に向けて勧奨を行うとともに、未登録者で避難に支援が必要な方については、被害甚大地域を優先して区職員が中心となり安否確認を行っていきます。</p>	—
95	<p>現状では各避難拠点で安否確認を行える体制が整っていないので、総合福祉事務所が中心になって安否確認を行う体制を整備してほしい。</p>	<p>行政だけで安否確認を行うことは困難ですので、各避難拠点に集結した民生・児童委員や区民防災組織等の協力により名簿登録者の安否確認を行う仕組みを構築しました。</p>	—
96	<p>ヘルプカードの啓発事業とはどのような内容なのか。</p>	<p>障害のある方へのヘルプカードの活用方法等の周知と、地域の方々への障害理解の啓発を合わせて行うものです。「障害者フェスティバル」などの区主催の行事を活用し、チラシ等の配布や寸劇などを行っています。</p>	□

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
97	建物のユニバーサルデザインの推進だけでなく、まちづくりの視点からもユニバーサルデザインを進めていくという記述も必要ではないか。	この計画書では、主に他計画で推進する事業については、できる限り重複を避けることとしています。いただいたご意見は、福祉のまちづくり計画の範疇となりますので、担当の部署に伝えます。	□
98	車いす・高齢者・乳幼児等、誰もが円滑に移動できるようなまちづくりを目指す必要がある。点字ブロックや段差が支障・バリアになっている。視覚障害者への対応策だからと言っても、他人に悪影響があってはいけないし、車イス利用者がスムーズに通行できなくてよいというのは、差別である。すぐには無理だろうが、一部でもスムーズに通行できるようにし、互いに分かち合うことが大切である。	なお、点字ブロックや段差などは視覚に障害のある方にとっては歩行時の危険を回避する重要な設備でもあるため、直ちにそれが差別であるとの考えはありません。共生社会の実現に向け、さらなる相互理解が重要であると考えます。	—

⑨ 保健・医療体制の充実

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
99	保健相談所の相談は、障害特性を踏まえ丁寧に行ってほしい。相談支援の質の向上が必要ではないか。	新しく「地域精神保健相談員」を配置する目的の一つとして、相談支援の質の向上があります。増加している精神疾患の方への対応について専門的な知識を持ち、より適切に対応できるよう取り組みます。	○
100	精神障害者相談員について、人数等はどうか考えているか。	身体・知的障害者相談員に加え、新たに精神障害者相談員を設置します。身体・知的相談員の枠組みと整合を図りながら、人数や実際の業務について決めていきたいと考えています。	○
101	精神障害者相談員は公募で呼びかけ、研修やスーパーバイザーとの連携など育成の取組、フォローアップなどの対応をお願いしたい。		—
102	精神障害者にも身体障害者、知的障害者と同レベルの医療費助成をして頂きたい。福祉サービスについては、3障害共通の仕組みが望ましいと考える。	心身障害者(児)医療費助成制度の対象者拡大については、東京都の動向を注視しつつ他区の動向も踏まえて東京都に働きかけていきます。	—

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
103	<p>自立支援医療(精神通院)制度を利用していない精神疾患患者が、実際にはたくさんいることを念頭においてほしい。心身障害者医療助成しか利用していない精神疾患患者にも必要なサービスが行き渡るようにしてほしい。</p>	<p>医療や障害福祉サービスを利用していない方に対しても、相談支援や各種制度の情報提供を充実していきます。</p>	○
104	<p>精神科病院に長期入院している精神疾患を持っている聴覚障害者が、地域で生活できるように支援してほしい。</p>	<p>精神科病院からの地域生活移行については、保健相談所、総合福祉事務所、障害者地域生活支援センター等の関係機関が連携し引き続き支援していきます。</p>	○
105	<p>厚労省は「病棟転換型居住等施設」を容認する方向を打ち出し、病院敷地内に、グループホーム等を建設し、そこでの居住をもって地域生活への移行とする方向性を打ち出している。区ではこれまで、障害者地域生活支援センター等を中心に地域への生活移行に向けて地道な取り組みを行っており、障がいがあっても地域で助け合って生活するための施策のさらなる充実を求める。</p>	<p>精神科病院からの地域生活移行については、保健相談所や総合福祉事務所、障害者地域生活支援センター等の関係機関が連携し、引き続き支援していきます。</p> <p>なお、病棟転換型居住等施設については、あくまでも地域移行を支援するための方策の選択肢の一つと捉えています。</p>	○
106	<p>障害者基礎調査結果では、健康管理や医療で困っていることの上位に「休日・夜間の相談や治療をしてくれる医療機関が少ない」があげられている。区だけで解決できる問題ではないと思うが、情報発信だけでも取り組んでほしい。</p>	<p>区では、ホームページにおいて休日急患診療所や休日診療当番医療機関など、休日医療機関のご案内を行っております。また、東京都医療機関案内サービス「ひまわり」が、都内の休日夜間医療機関についてホームページまたは電話でご案内しています。</p>	□

(4) 第四期障害福祉計画

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
107	<p>「障害福祉計画策定に係る国の基本指針」に従った数値目標について、現在の目標のままだと、ある一定の人数が移行すれば目標が達成されたことになってしまう。</p> <p>目標は、測定可能かつできる限りあいまいを排除して設定すべきで、障害者ならびに家族の満足度を加えた、区独自の目標とすべきである。</p>	<p>事業評価の一つの指標として満足度の把握は重要なことであり、区では、さまざまな事業において利用者の満足度調査を行っているところです。</p> <p>一方で、満足度は主観的なものを多く含むため、施策の目標設定には馴染まないものと考えます。</p> <p>このため、練馬区の障害福祉計画では国の基本指針に沿った目標設定のみとします。</p>	○
108	<p>「地域生活支援拠点」とは、どのような内容か、具体的に教えてほしい。</p>	<p>国は、平成27年度中に地域生活支援拠点のモデル事業を行う予定です。この後、具体的な実施内容等が明らかになると考えます。</p> <p>概要としては、入所施設やグループホームが入所者への支援を行うだけでなく、地域の困難を抱えた方への生活上のコーディネートに合わせて実施する事業であり、その拠点ととらえています。</p>	○
109	<p>区の提供するサービスが、ニーズと量、質とも合っていない。特に、今回の第四期障害福祉計画に謳う3つの目標(平成29年度施設入所者数、地域生活支援拠点の整備1カ所、一般就労移行者数)の根拠を示してほしい。</p>	<p>障害福祉計画における3項目の目標は、国の示す障害福祉計画策定にあたっての基本指針に基づいて設定するもので、地域生活支援の一つの指標となっています。</p> <p>なお、これらを含めた地域生活支援については、第4章までにその考え方等は記載しています。</p>	○
110	<p>26年度の数字がまだ確定していない中ではあるが、27年度の障害福祉サービス等の見込み量が控えめな数字になっているように思われる。意欲的な数字をあげてほしい。</p>	<p>障害福祉サービス等の需要見込みは、これまでの3か年の利用実績を踏まえて推計しています。今後、26年度の実績を精査し、改めて推計を行います。</p>	○

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
111	<p>民間「計画相談支援」事業所の拡充について、過去3年(平成24年度～26年度)の目標と実績が大幅に乖離している。現行計画の検討をしっかりとすべきである。</p> <p>東京都障害者計画・第四期障害福祉計画の策定に向けた提言書では、東京都全体でサービス等利用計画が順調に進んでないのは、①都が育成すべき「相談支援専門員」の育成・供給が計画通りに進んでないこと、②人材の確保・定着や計画的な人材育成が難しいこと、③現行制度では、職員のキャリアアップの応じた処遇改善を実質的に評価する仕組みがないこと、の3項目をあげている。</p>	<p>サービス等利用計画作成数が目標値と大きく乖離している理由としては、計画相談支援事業所数が足りずサービス等利用計画作成のための基盤整備が整わなかったことがあげられます。</p> <p>相談支援専門員の確保が難しいことも大きな要因ですが、新しい制度であるサービス等利用計画作成に参入することは、事業者としてはさまざまな不安から躊躇することも大きいと思われます。</p> <p>この現状を踏まえ、事業所数の増と、相談支援のスキルアップを図る、ケアマネジメント体制の強化に取り組んでいくこととしました。</p>	○
112	<p>予算上の観点から、第三期障害福祉計画の実施状況と、今後の見通しについて教えてほしい。</p>	<p>現計画では、各サービス共に、利用量は上昇しています。障害福祉サービスに関する26年度当初予算は約81億円です。今後の障害福祉サービスの利用見込量は、現計画に基づいた実績を踏まえて算定しています。</p>	○
113	<p>日常生活用具等給付事業は時代に即した給付になっているのか。ITを活用した日常生活用具等を給付できるようにしてほしい。</p>	<p>日常生活用具の給付種目において、障害のある方がパソコンを容易に使用できるための必要な周辺機器、アプリケーションソフト等を「情報通信支援装置」として給付しています。</p> <p>また、日常生活用具の種目や給付基準等については、障害のある方のご意見も参考にさせていただきながら、毎年検討しています。</p>	□

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
114	緊急通報システムと火災安全システムの件数が極端に少ないが、区内の障害者数に応じた適正な数字なのか。利用条件を厳しくして排他しているのではないか。	緊急通報システム、火災安全システムともに、よりこの事業の必要度が高い方を対象としています。このため、利用件数は少なくなっていますが、適正な事業執行を行っていると考えます。窓口等でのご相談、障害者福祉のしおりなどにより、必要な方に事業をご利用いただけるよう努めています。	□

(5) 計画推進のために

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
115	全体的な計画の形骸化されたチェックではなく、詳細を監督する方法、チェックする方法、特に重点を置くべきは支援者の行動等のチェックである。ニュースで障害者にセクハラしたなどというのを見ると定期的にヒアリングしていないのかと思う。既に予防措置もとられていると思うが、監督責任は誰にあるのか良く分からない。	障害福祉サービス事業所等の従事者に対する管理監督の責任は、事業を運営する法人等にあります。区や都においては、障害者総合支援法等の関係法令に基づき、必要な検査や指導を行い適切な運営の確保に努めています。	□
116	計画の進捗管理についての手段に関して、もれなく区民周知に努められる趣旨が載っている。計画の周知と理解に“区ホームページ等を活用し”とあるが、ホームページを活用できない者への配慮も併記してはいかがか。	計画の点検・評価結果等については、区ホームページだけでなく、障害者団体等へ説明の機会を持つなど、さまざまな方法で行っていきます。 なお、次期障害者計画の記述は、できるだけ簡潔な表現としているため、「区ホームページ等」の記載となっています。	○
117	PDCAにより点検する際に、「いきがい」のような抽象的なものの数値目標をどうするかについても、生かしてほしい。	「いきがい」は大切な視点と考えておりますが、数値などによる点検には馴染まない面があります。 今後、計画の改定にあたって、障害のある方などへの丁寧な聴き取りを行うなどの方法で、把握に努めます。	○

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
118	素案の作成が遅いので、第五期障害福祉計画(平成30年度から平成32年度)を策定する際はもっと早めにヒアリングを実施し、素案を早めに公開してほしい。	次の計画を策定する場合、現行計画の進捗状況の把握・分析も重要です。早期に素案作成することで、実態を十分に踏まえずに計画策定する恐れもあります。次期障害者計画素案の公表時期は、適切であると考えます。	○
119	素案を叩き台として、意見交換会を練馬・光が丘・中村橋・石神井公園・大泉学園・関町の6ヶ所で平日午前・午後・夜間、土日祝午前・午後・夜間の各6回、計36回開催して、多くの人の意見を聞く機会を設けてほしい。	次期計画策定にあたっては、障害者基礎調査や障害者団体へのヒアリングなどを踏まえて策定しています。また、計画素案の説明会を4回開催するなど、十分にご意見を聴く機会を設けていると考えます。	○

(6) その他

番号	意見の内容	区の回答または考え方	対応
120	全ての漢字にルビをふって欲しい。知的障害者等にも分かるような文章表現にしてほしい。	次期障害者計画の冊子では、漢字にルビをふることは予定していません。ルビをふることや文章表現をより簡易なものにすることは、今後検討していきます。	△
121	補装具は、高機能の補聴器を購入する場合に自己負担額が大きすぎるので、給付上限金額を撤廃して原則1割負担で済むようにしてほしい。	補装具費の支給は障害者総合支援法に基づくもので、基準の額等は国が定めているものです。基準への区独自の上乗せはありません。	—